

資 料

(金融所得課税 (国税))

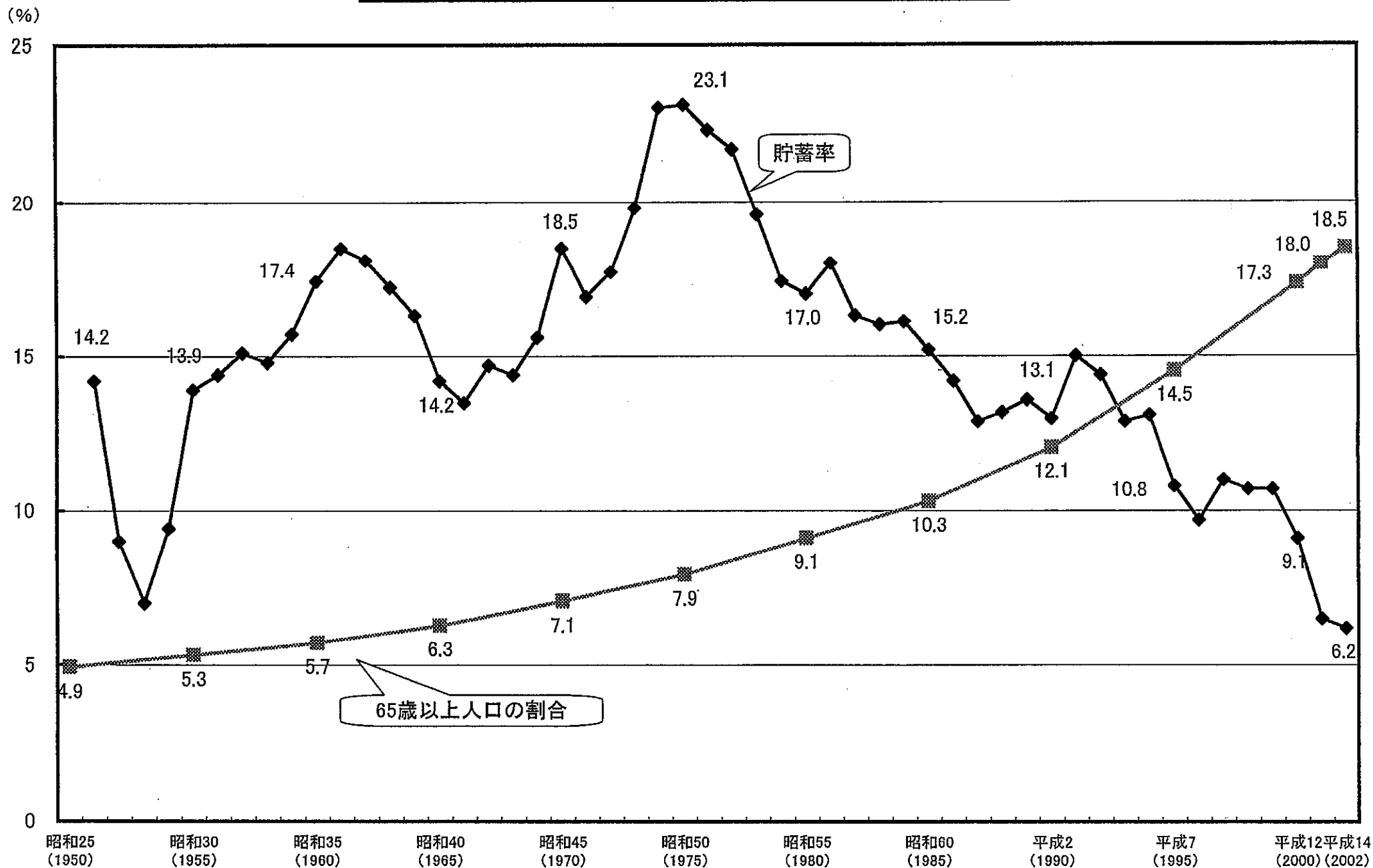
目 次

・ 家計貯蓄率及び65歳以上人口の割合の推移	1
・ 個人金融資産の国際比較	2
・ 平成15（2003）・16（2004）年度改正による金融・証券税制の大幅な軽減・簡素化	3
・ 証券会社16社における特定口座数の推移について	4
・ 個人投資家の株式の売買動向（売買代金ベース）	5
・ 主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]	6
・ 日本の所得税計算の仕組み（イメージ）	7
・ 「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要	8
・ 「金融所得課税の一体化」への取組み	9
・ いわゆる金融番号制度について	11

補足説明資料

・ 所得税収の内訳の推移	12
・ 国税の徴税費の推移	13

家計貯蓄率及び65歳以上人口の割合の推移



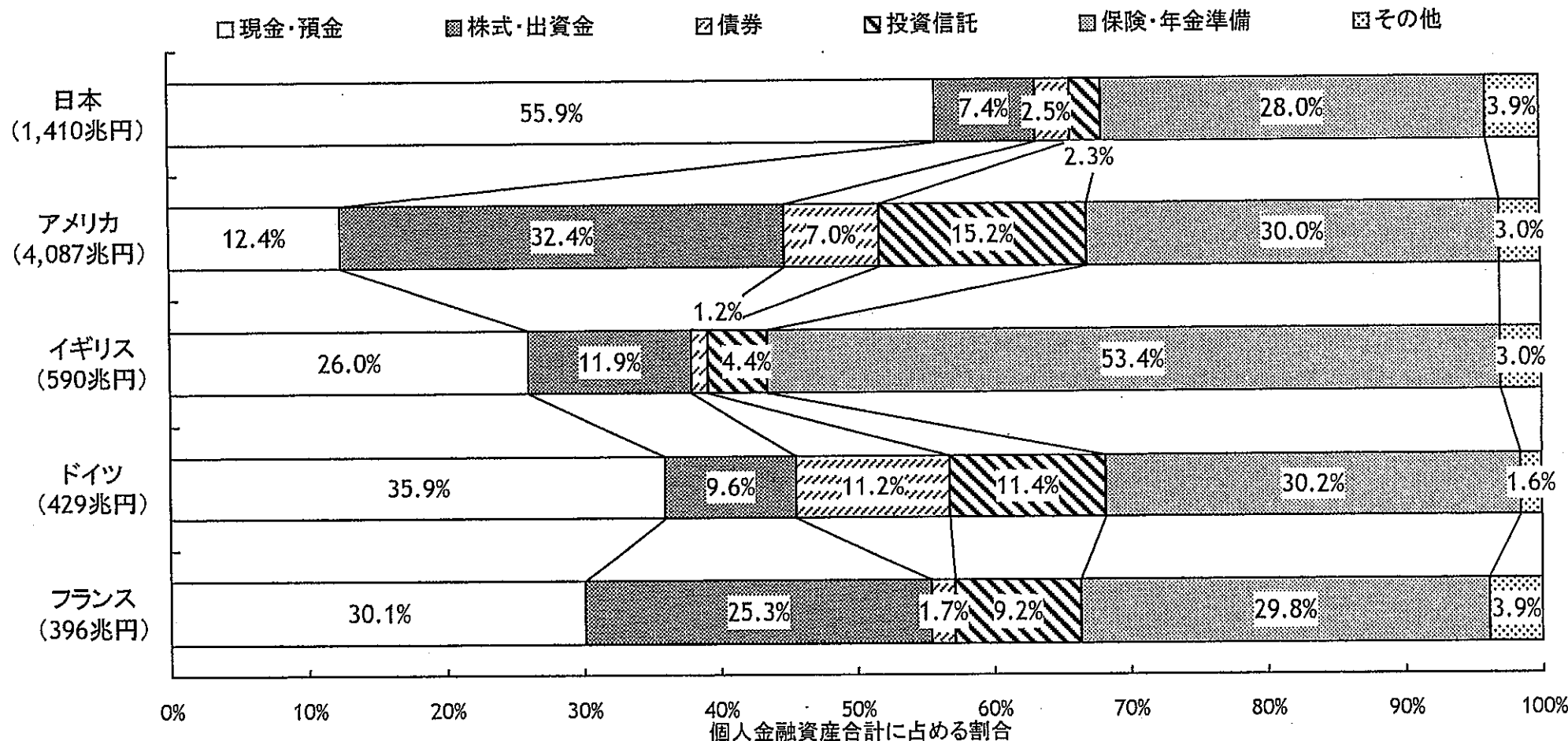
(備考) 貯蓄率は年度ベース、65歳以上人口の割合は、各年10月1日現在人口。

(出所) 内閣府「国民経済計算」、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(平成15(2003)年版)」

個人金融資産の国際比較

未定稿

(2004年7月現在)



(備考) 日本、アメリカ、イギリス及びフランスは2003年末。ドイツは2002年末。邦貨換算レートは、アメリカ、イギリス、フランスについては1ドル=119円、1ポンド=190円、1ユーロ=129円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成14年(2002年)12月から平成15年(2003年)5月までの間における実勢相場の平均値)、ドイツについては1ユーロ=115円(裁定外国為替相場:平成13年(2001年)12月から平成14年(2002年)5月までの間における実勢相場の平均値)。なお、「個人」の定義や金融資産の分類及び定義が国によって異なる場合がある。

(出所) 日本: 日本銀行「金融経済統計月報」、アメリカ: Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、イギリス: Office for National Statistics "Financial Statistics"、ドイツ: Deutsche Bundesbank "Financial Accounts for Germany"、フランス: Banque de France "Comptes et Indicateurs Economique"

平成15(2003)・16(2004)年度改正による金融・証券税制の大幅な軽減・簡素化

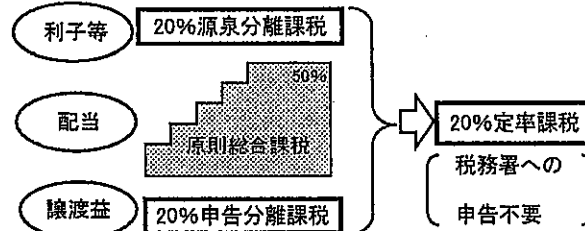
将来の「課税の一体化」に
向けた措置

+

当面の優遇措置

預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制

○ 上場株式等の配当課税の軽減・簡素化【15年度改正】



○ 上場株式等の譲渡益課税(特定口座の改善・簡素化)【15年度改正】

- ・ 「みなし源泉分離」から「実額源泉分離」へ
- ・ 税務署への申告不要

○ 公募株式投資信託の課税 【15年度改正】

- ・ 収益分配金・譲渡益を株式並み課税に
- ・ 償還(解約)損と株式譲渡益の通算を可能に

【16年度改正】(上場株式並み課税化)

- ・ 譲渡益に対する税率を20%(改正前:26%)に
- ・ 特定口座における管理を可能に
- ・ 損失の繰越しを可能に

○ 非上場株式の譲渡益課税の軽減

【16年度改正】

- ・ 譲渡益に対する税率を20%(改正前:26%)に

【15年度改正】

- 上場株式等の配当
- 公募株式投資信託の
収益分配金
- 上場株式等の譲渡益

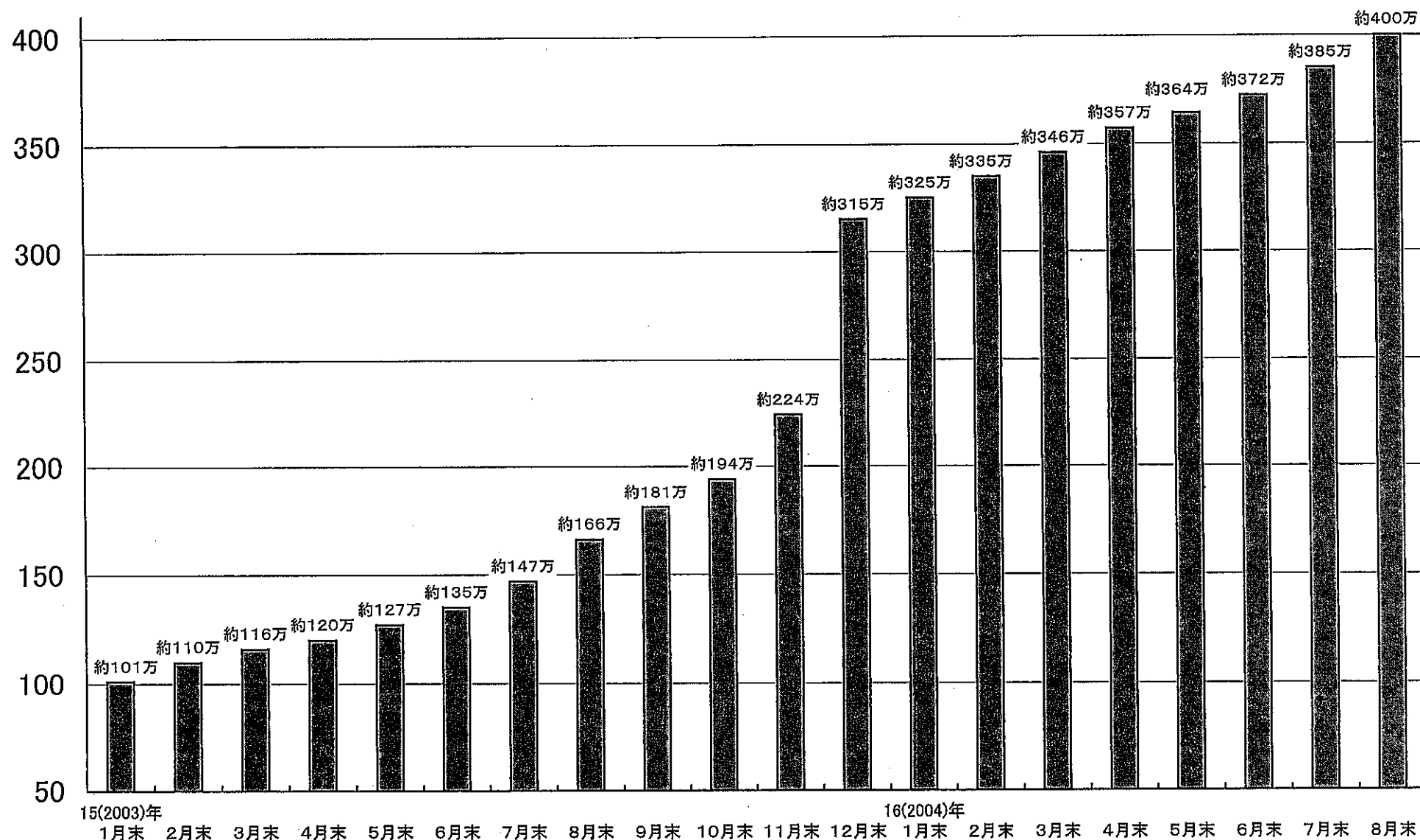
【16年度改正】

- 公募株式投資信託の
譲渡益

当面の優遇税率
10%

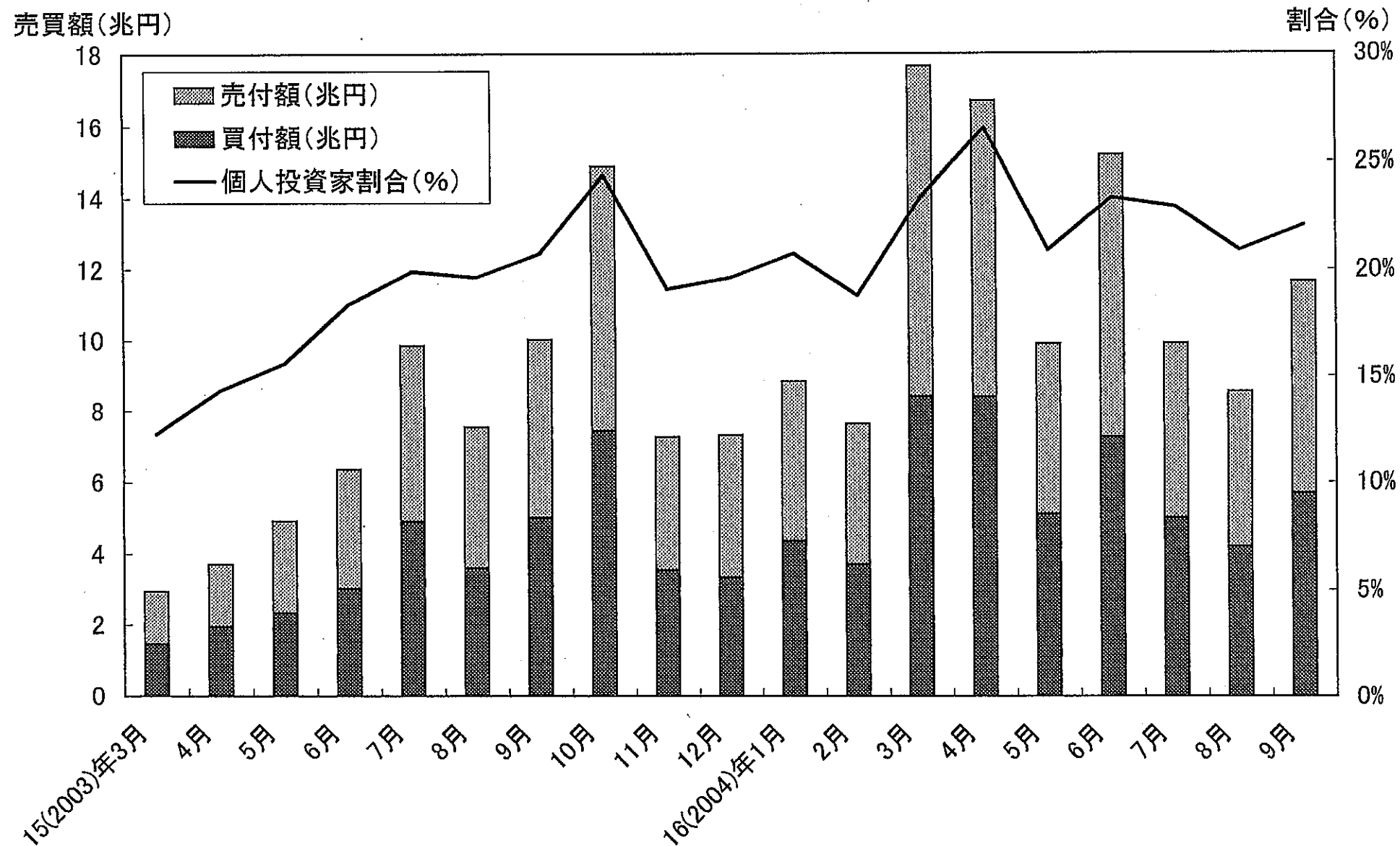
証券会社16社における特定口座数の推移について

(万口座)



(注) 日本証券業協会調査:証券会社16社

個人投資家の株式の売買動向(売買代金ベース)



(注) 東京証券取引所「投資部門別売買状況」より、3市場1・2部分

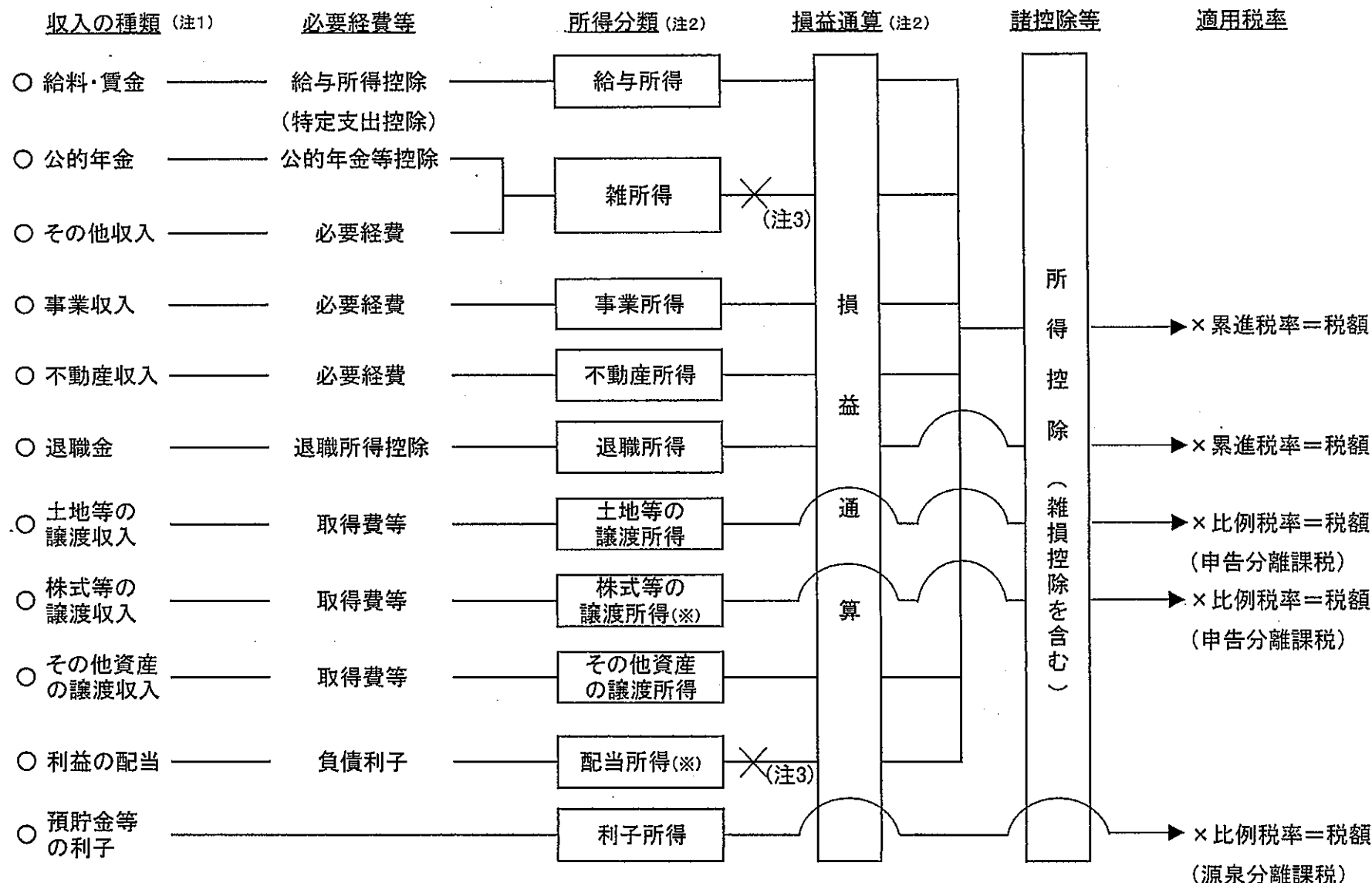
主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]

	所得の種類	課税方式		源泉徴収(税率)
大口以外の上場株式の配当 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	総合課税	(申告不要)	20(10)%
大口の上場株式の配当 非上場株式の配当			(国税のみ少額配当申告不要)	20%(国税のみ)
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	株式譲渡所得	申告分離課税	申告不要選択可(特定口座)	特定口座:20(10)%
非上場株式の譲渡益			—	—
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税		20%
割引債の償還差益	雑所得	源泉分離課税(国税のみ課税)		18%(国税のみ)
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	非課税			

(注) 20(10)%の源泉徴収(税率)は、地方税5(3)%を含む。

日本の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※) 「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要

(政府税調金融小委員会報告(平成16年6月15日))

金融所得課税の一体化の意義

- ・ 少子高齢化による貯蓄率の低下
 - ・ 家計金融資産に占める株式や株式投資信託の割合が低い
- ⇒ 「貯蓄から投資へ」の政策的要請
- 家計金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵

税制についても、これまで行ってきた金融・証券税制の改革に引き続き、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、以下の観点から金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要

- ・ 金融商品間の課税の中立性
- ・ 簡素で分かりやすい税制
- ・ 一般の個人の投資リスクの軽減

金融所得課税の一体化の具体的内容

I 課税方式の均衡化(20%分離課税)

- ① 大口以外の上場株式の配当、公募株投の収益分配金(現行:原則総合課税)
- ② 公社債、公社債投信の譲渡益(現行:譲渡益非課税、譲渡損失はないものとみなされる)
- ③ 外貨預金の為替差益(現行:総合課税(雑所得))
- ④ 金融所得類似の保険収益(現行:総合課税(一時所得/雑所得))

II 損益通算の範囲の拡大

- ・ 「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応じて、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当
- ・ ただし、過去の含み益を譲渡時(実現時)にまとめて課税する譲渡所得と利子・配当など毎期課税される経常所得との税制上の性格の違いや収税への影響などに留意

- ① 株式譲渡損益と公社債譲渡損益
(ともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であり、認めることが適当。)
- ② 上場株式の配当と譲渡損失、公募株投の収益分配金と譲渡損失
(ともにリスク資産である株式から生じるもので関連性が強く、一定の制限を設けて政策的に認めることが適当。)
- ③ 株式譲渡損失と利子所得

利子所得の一律源泉分離課税制度の見直し、支払調書制度の整備が必要。その場合、官民の事務負担への影響も考慮すべき。また、収税への影響が大きくなることにも留意が必要。

「貯蓄から投資へ」の流れを進める観点から両者の損益通算を可能にするために、上記のような諸課題の解決に向けて実務的に検討。

納税環境の整備

- ・ 損益通算を行うためには、納税者が利益と損失を税務当局に申告することが必要。その際、税務当局は、番号を利用して、納税者の申告書の内容と配当などの支払者から提出される支払調書の内容とをマッチングする。
- ・ 番号制度は、損益通算の適用を受けようとする者が番号を利用するという選択制とすることが考えられる。

「金融所得課税の一体化」への取組み

1. 課税方式の均衡化

(1) 公社債・公社債投資信託の譲渡益

非課税（譲渡損失はないものとみなす）→20%申告分離課税
（※支払調書発行まで含めた発行者・金融機関のシステム構築）

(2) 上場株式（大口以外）の配当・公募株投の収益分配金

原則総合課税→20%申告分離課税
（※負債利子控除・配当控除の取扱い）

(3) 利子所得

20%源泉分離課税→（損益通算を適用しようとする者について）20%申告分離課税
（※支払調書制度の整備）

(4) 外貨預金の為替差益

総合課税（雑所得）→20%申告分離課税
（※支払調書（預入時・払出し時の為替レートを明示）制度の整備）

(5) 金融所得類似の保険収益

一時所得・雑所得→20%申告分離課税

2. 損益通算

(1) 金融番号

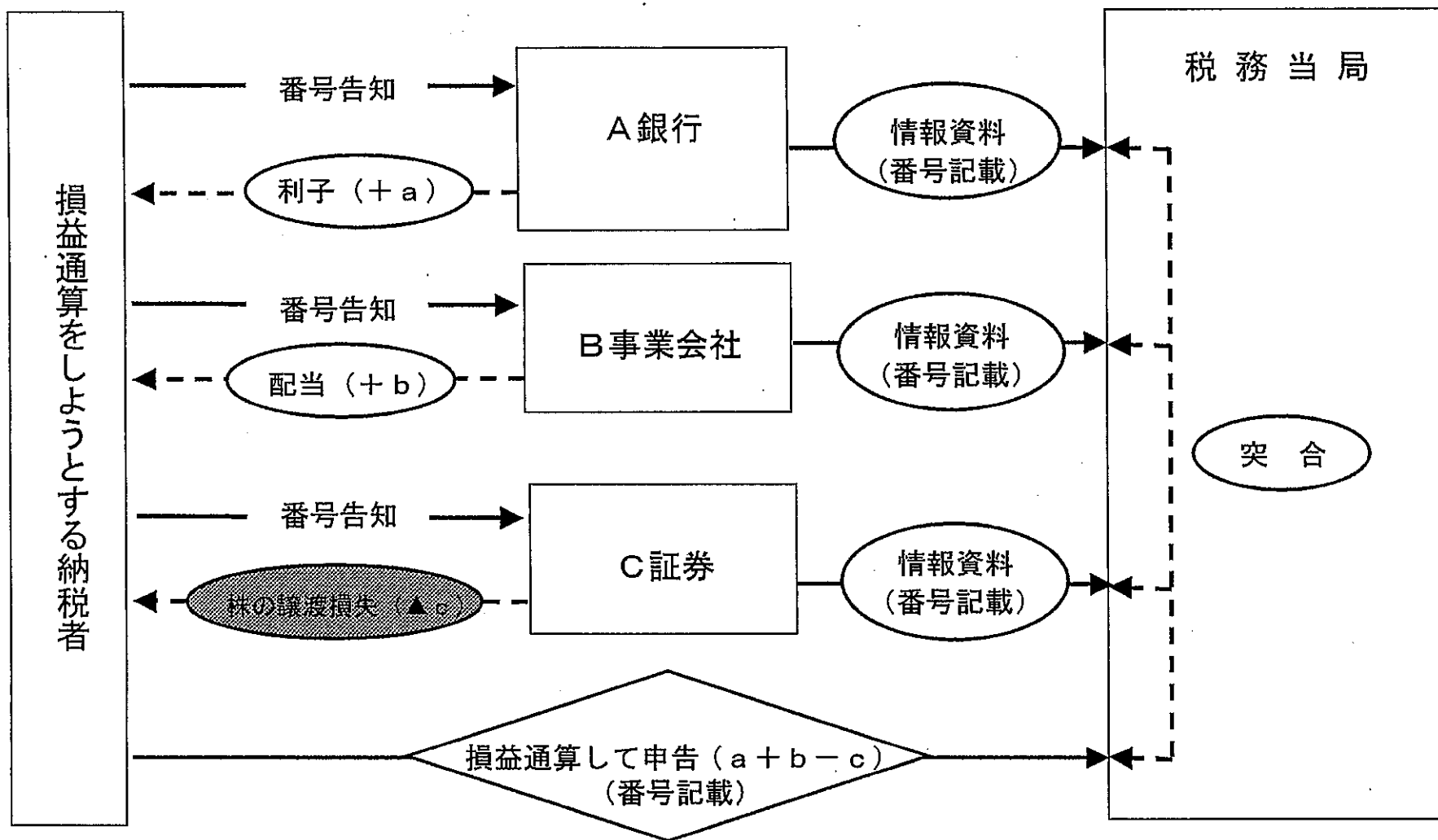
(イメージ)

- ①納税者の申請に応じ、税務当局が付番
- ②取引時の本人確認（納税者が金融機関等に対して番号を告知）
- ③金融機関等から税務当局に対し、番号記載の情報資料を提出
- ④納税者が申告書（番号記載）を提出
- ⑤税務当局により、情報資料（③）と申告書（④）の内容をマッチング
- ⑥個人情報保護制度について検討

(2) 限度額

損益通算の限度額を年間〇万円に設定

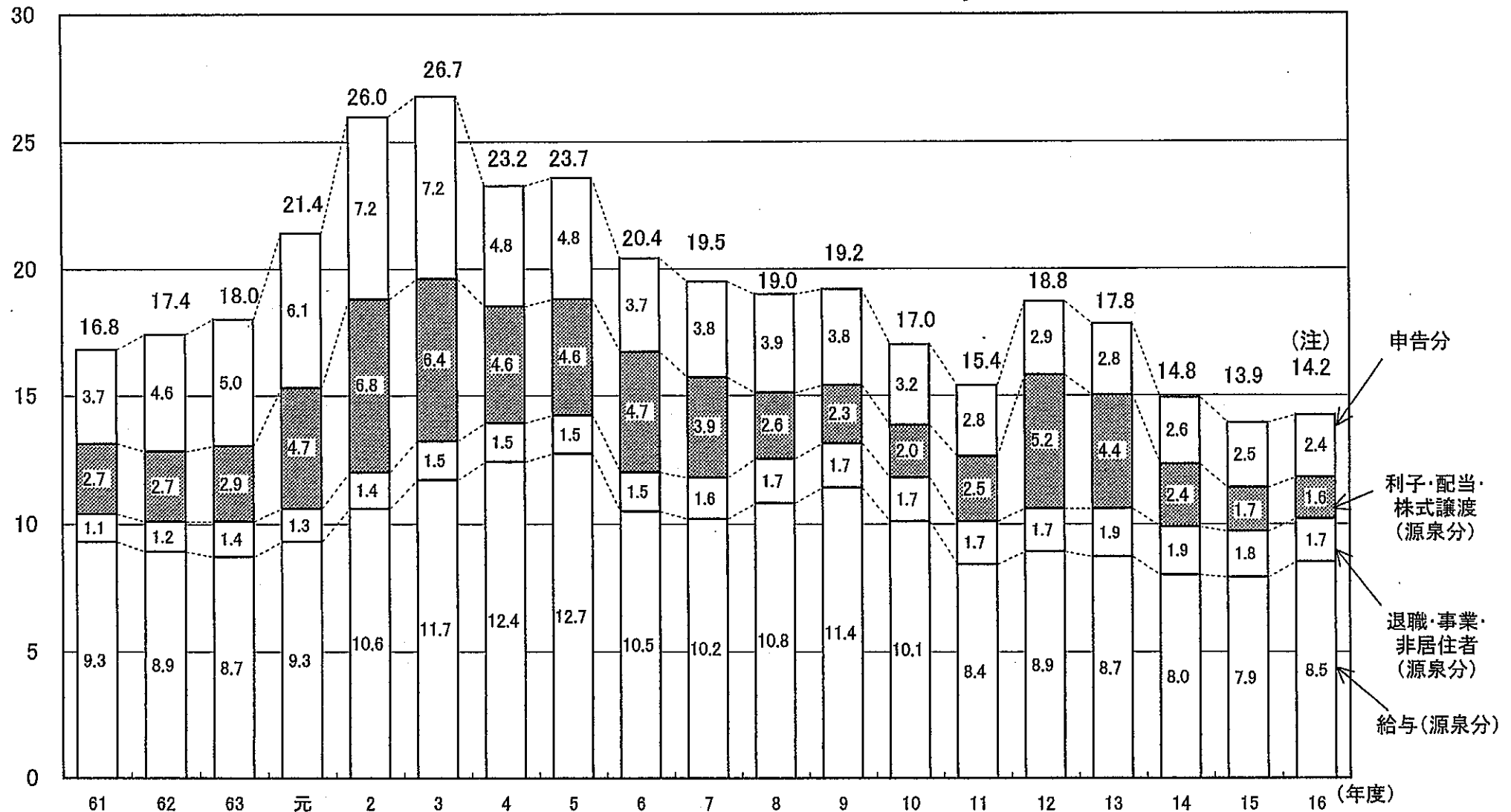
「貯蓄から投資へ」の流れを更に進め、納税者の利便性を更に高めるため、金融所得間の損益通算を行う者のための金融所得に限定した選択制の番号制度（いわゆる金融番号）について検討中。



補 足 説 明 資 料

所得税収の内訳の推移

(兆円)



(注) 1. 平成15年度までは決算額、16年度は予算額による。なお、16年度は所得譲与税控除前の計数である。
 2. “給与(源泉分)”は、源泉所得税収から給与所得以外の所得に対する課税額を差し引いたものである。

国 税 の 徴 税 費 の 推 移

区分	租税収入額	徴税費総額	徴税コスト (税込100円当たり)	国税庁職員数
	億円	億円	円	人
昭和61年度	397,962	4,340	1.09	52,916
昭和62年度	442,963	4,527	1.02	53,145
昭和63年度	482,359	4,773	0.99	53,519
平成元年度	522,026	4,983	0.95	54,376
平成2年度	575,266	5,180	0.90	55,029
平成3年度	578,647	5,374	0.93	55,679
平成4年度	524,170	5,566	1.06	56,230
平成5年度	522,503	5,751	1.10	56,589
平成6年度	487,480	5,997	1.23	56,752
平成7年度	493,615	6,197	1.26	56,961
平成8年度	492,815	6,417	1.30	57,108
平成9年度	514,653	6,569	1.28	57,202
平成10年度	475,890	6,855	1.44	57,199
平成11年度	458,309	6,854	1.50	57,100
平成12年度	489,201	6,940	1.42	56,916
平成13年度	462,206	7,128	1.54	56,718
平成14年度	421,882	7,011	1.66	56,466

- (注) 1. 租税収入額は、国税庁分歳入決算額（租税及び印紙収入決算額から税関・総務省分を省いたもの）であり、平成9年度以降地方消費税分が含まれている。
 2. 徴税費総額は、平成9年度以降地方消費税分が含まれている。
 3. 徴税コストは、平成9年度以降は租税収入額に地方消費税を含んだところで算出している。